

## 平成30年度 第2回北名古屋市男女共同参画審議会 結果概要

- 1 日時 平成31年3月20日（水）午後2時～3時23分
- 2 会場 北名古屋市役所西庁舎3階 301会議室
- 3 出席者 16人  
委員10人（1人欠席）、市長、総務部長、事務局（市民活動推進課長以下4人）
- 4 傍聴人 なし
- 5 議題
  - (1) 平成30年度北名古屋市男女共同参画推進事業報告について
  - (2) 平成31年度北名古屋市男女共同参画推進事業計画について

### 6 会議概要

- (1) 平成30年度北名古屋市男女共同参画推進事業報告について  
○ 事務局から資料1に基づき説明。
- (2) 平成31年度北名古屋市男女共同参画推進事業計画について  
○ 事務局から資料2に基づき説明。  
○ 委員協議

#### ＜委員＞

DVについて重点的に取り組もうとしていることはよくわかる。プランの重点項目がさらに達成される糸口になると思う。昨今話題になっている児童虐待はDVと関連が深いため、その視点を忘れないようにしたい。

#### ＜事務局＞

65歳未満の被害者に関するDV事案への対応は家庭支援課で対応している。この部署は児童虐待への対応も行っている部署であり、DVと児童虐待を家庭という枠でとらえて課内で連携して対応している。また、DVに関しては、DV対策庁内連絡会議を開催するなどして、関係部署が連携・情報共有を行っており、今後も連携しながら対応していく。

#### ＜委員＞

市政インターネットモニターアンケート結果を個々の計画に生かしてほしい。特に、男女共同参画社会の実現の必要性を感じていない方々の意見に耳を傾けたい。改善を求めていた意見を『時代に求められているものであるか』『関心・必要性を感じてもらうこと』『社会環境の整備に必要

なこと』『実行する形を考え直すもの』に分けて考えてほしい。」

＜事務局＞

行政や社会問題に関心の高い方でも、男女共同参画に関する必要性を感じていない方が一定数いらっしゃり、「分かりにくさやなじみのなさ」を理由に挙げる方が多いように感じている。男女共同参画関連事業を行う際に、プラン等の根拠を同時に示すことでプラン内容の周知と、その意義を理解していただけるよう努めていく。また、社会の一部の側面を切り取って「もう男女平等は達成されている」という意見も挙げられたため、現状を知つていただく機会も提供したいと考えている。

＜委員＞

可視化、年代別セミナー、継続的啓発・教育を望まている。これから事業の計画や募集をするにあたって具体的にテーマありきで出発することも必要なのではないかと思う。

＜事務局＞

限られた財源や時間の中、重点的に実施する施策（テーマ）は各年度異なるが、プランの内容をバランスよく進めたい。市民活動団体に委託している男女共同参画情報紙の発行では、各号テーマを決めて内容を作成したり、とらいあんぐるフェスタでは「女性活躍推進」をテーマにイベントを実施していただくななど、各団体の自主性を大切に活動していただきたいと考えている。

＜委員＞

命の危険を感じるようなDVを受けた被害者が2.8%存在している。「DV事案序内対応マニュアル」の中にもこうした事案を踏まえた表記が必要になるのではないか。例えば、裁判所が保護命令を発令する条件として、事前の警察（生活安全課）への相談の有無が重要になる。他機関と連携を行うに当たって必要な条件についても情報提供する必要があるのではないか。

＜事務局＞

DV被害者には警察への相談を促したほうがよいか。

＜委員＞

事案にもよるが、少なくとも命の危険を感じるようなDVを受けた被害者であり、かつ再度被害を受ける可能性がある場合、最寄りの警察署への相談を案内するのがよい。

＜事務局＞

マニュアルに危険の高いDV事案は必ず警察に相談いただくこと、相談により保護命令などの支援につながりやすい旨を記載する。

＜事務局＞

市の家庭支援課には警察OBが配置されており、警察との連携もスムーズに行えている。

＜委員＞

子どもの虐待のケースで、家庭支援課で対応しているケースと実際に現場で発生しているケースとは違いがあるのではないか。

＜事務局＞

DVの事案についても同様の問題が生じており、相談対応をしている家庭支援課が把握している情報と、他の課が別に把握している情報が一致していない現状がある。今後そういう情報を統合していくよう、その具体的な方法をDV対策庁内連絡会議の場で検討を行う。

＜委員＞

虐待のケースについては、日常の中で学校の先生が子どもの変化（表情等）に気が付くのではないか。

＜事務局＞

家庭支援課には教員のOBが配置されており、学校との連携もスムーズに行えるようになっている。

＜委員＞

第2回DV対策庁内連絡会議の議題にある「プレミアム付商品券事業に係るDV被害者の対応」とはどんなものか？

＜事務局＞

消費税増税に対する負担軽減策として、プレミアム商品券の発行が考えられている。DV被害を受けて避難をしている方への情報周知について、不公平のない対応が必要になるということ。また、被害者の住民票のある住所に案内を送付し、加害者がプレミアム商品券を受け取ることがないようにしなければいけないということで協力の依頼があった。

＜委員＞

プレミアム付商品券の案内に限らず、避難しているDV被害者にはどうした情報をどのように伝えるかが問題である。

＜事務局＞

避難しているDV被害者に情報が届かないという状況はこれまでも発生しているはずである。プレミアム付商品券は国の施策であり、国からDV被害者に対する支援の実施について指示があったため、表面化していると思われる。

プレミアム付商品券は市町村民税が非課税の世帯を対象にしたものであり、DV被害者で避難している方は対象になると思われるが、住民票を変更していないことで情報が埋もれてしまうことが考えられる。そのため、避難先に個別に情報を届けなければいけないという課題があるということ。

＜委員＞

とても難しいことだと思う。

＜委員＞

DVの根本的な原因は加害者にあると考えらるため、加害者のケアも必要になってくると思う。何か支援法はないか。

＜事務局＞

DV対策として加害者支援についてもスポットライトが当たり始めている。ただし、市町村単位では加害者支援までは対応できておらず、民間の取組に頼らざるを得ない状況である。国や県単位での取組に期待したい。

最近、自分がDVをしてしまったのではないか？という相談があったが、その方にどう対応してよいか困ったということがあった。折に触れて、県などに加害者支援の取組に関する要望は伝えている。

＜委員＞

なかなか手が回らないのが現状で、名古屋市でも被害者支援で手一杯の状況。保護命令も6か月なので、加害者をどう更正させるかということが課題である。市町村単位では難しく、国が腰を上げれば、県や政令指定都市などの取組に繋がるのではないか。

＜委員＞

実際にDVを原因として避難している方はどのくらいいらっしゃるのか。

＜事務局＞

平成29年度の一時保護は2世帯で3名。22年度以降で最も多い年で3世帯11名。

＜委員＞

直接愛知県へ相談し、一時保護になったケースの数は含まれているのか。地理的に近い北名古屋市に相談するよりは、愛知県へと相談する方が多いのではないか。

＜事務局＞

不明の為、次回審議会の場で回答する。

＜委員＞

DV事案府内対応マニュアルに記載された数値とは別か。マニュアルに●となっている部分は相談がなかったという事か。

＜事務局＞

DV事案府内対応マニュアルには相談件数を記載しているため、別である。相談を受けて一時保護までつながったケースが2世帯3名である。マニュアル上●となっている箇所は、年度途中で数値が未定であることを示している。

＜委員＞

一時保護の場合、愛知県のセンターを利用するのか。

＜事務局＞

愛知県のセンターを利用している。

＜閉会 午後3時23分＞